# 1 入札参加資格

- (1) 令和6・7・8年度大阪市入札参加有資格者名簿(工事)に登録されており、入札日の前日までに、大阪市契約管財局において当該案件に応じた種目で登録されており、かつ希望種目を要件とする場合は、当該案件に応じた希望種目で登録されていること。
- (2) 単体企業(組合を含む。) に関する条件
  - ① 公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること。
  - ② 大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。)契約規程第7条第2項及び第3項の規定に該当しない者であること。
  - ③次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること。
    - ア 公告本文に定める技術者を配置できること。
    - イ 建設業法(以下「法」という。)第26条第1項及び第2項に基づく技術者を配置できること。
    - ウ 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること。
    - エ 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が 4,500 万円以上(ただし、建築一式工事は 9,000 万円以上)の場合は、常勤の自社社員(在籍出向者及び派遣社員は認められない。)であり、かつ、入札日現在において 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が 4,500 万円未満(ただし、建築一式工事は 9,000 万円未満)の場合は、入札日現在において常勤の自社社員(在籍出向及び派遣社員は 認められない。)であること。
    - オ 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,500万円以上(ただし建築一式工事は9,000万円以上)の場合は、専任の技術者を配置できること。ただし、法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者の専任義務の緩和(以下「専任特例1号」という。)又は法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の専任義務の緩和(以下「専任特例2号」という。)を適用する場合はこの限りではない。
    - カ 主任技術者又は監理技術者が次に掲げる全ての要件に該当するときは、専任特例1号を適用し、工事を2件まで兼任できるものとする。
      - (ア)各建設工事の請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は専任特例を適用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
      - (イ)建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間 内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合 において、建設工事の工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、当該 移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段(自 動車など)の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
      - (ウ) 当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。 なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例を適用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
      - (エ) 当該建設工事に配置する主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずる

ための者(以下「連絡員」という。)を当該建設工事に配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。なお、連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

- (オ)当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- (カ)「人員の配置を示す計画書」を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、 建設業法施行規則第28条に規定する帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保 存している営業所で保存しなければならない。
- (キ)主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム等)が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- キ 監理技術者を配置する工事において監理技術者が行うべき職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置したときは、専任特例2号を適用し、公社発注の工事(工事現場が大阪市内に限る。)を2件まで兼任できるものとする。ただし、次の要件に該当する工事においては、専任特例2号の適用対象外とする。
  - (ア)総合評価高度技術提案型方式により入札を行う工事
  - (4)低入札価格調査制度適用工事
  - (ウ) あらかじめ公告文等において明示する維持工事(通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事)
- ク 上記カ及びキにかかわらず、同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を適用した工事現場と専任特例2号を適用した工事現場を兼務することはできない。
- ケ 監理技術者補佐は次のいずれかの要件を満たす者であること。
- (1)建設工事の種類に応じた1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者
- (2) 建設工事の種類に応じた監理技術者の要件を満たす者
- コ 営業所技術者(法第7条第2号により設置する専任の者をいう。)又は特定営業所技術者 (法第 15 条第2号により設置する専任の者をいう。)(以下「営業所技術者等」という。)は、主任技術者又は監理技術者の専任配置を要する工事において、次に掲げるすべての要件 を満たす場合、特定営業所技術者にあっては主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技 術者にあっては主任技術者の職務を兼ねることができるものとする。ただし、専任特例1号 及び2号を適用する場合を除く。
  - (ア)営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること
  - (イ) 兼ねる工事現場の数が1以下であること
  - (ウ) 1 (2) ③カ(ア)~(キ)の要件を満たすこと。この場合において、「建設工事の工事現場間」とあるのは「営業所から当該工事現場間」と読み替えるものとする。
  - (エ)営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること サ 営業所技術者等又は経営業務の管理責任者(法第7条第1号に規定する者をいう。)

- は、監理技術者等の専任配置を要しない工事において、次に掲げる全ての要件を満たす場合、 主任技術者の職務を兼ねることができるものとする。
- (ア)営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること
- (イ)工事現場と営業所が近接(工事現場が大阪市内である場合又は工事現場が大阪市外である場合は、営業所から工事現場までの距離が約 30km 以内である場合)し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- (ウ)営業所技術者等又は経営業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- シ 営業所技術者等は、監理技術者等の専任配置を要しない工事(上記サの工事を除く。)に おいて1(2)③コに掲げるすべての要件(1(2)③カ(ア)を除く。)を満たす場合、主任技術者 の職務を兼ねることができるものとする。

ス 上記コからシは併用できない。

- ④ 入札日において、建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けていないこと。
- ⑤ 入札日において、公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 入札日において、公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 入札日において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。
- ⑧ ⑦の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」でないこと。
- ⑨ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険(以下「社会保険」という。)に、事業主として加入していること。ただし、各社会保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあっては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。
- (3) 入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き入札日現在による。
- (4) 入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その 他の者については行わない。
- (5) 公社の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料(以下「資格審査資料」という。)を提出できること。

## 2 入札参加手続等

- (1) 入札は、紙により行う。郵便等は認めない。
- (2) 入札の辞退

入札書を提出後の辞退は認めない。

(3) 入札予定価格·最低制限価格·入札参加者

入札予定価格及び最低制限価格は、開札後に公表する。ただし、再度入札を行う必要がある場合等においては、この限りでない。また、入札参加者は落札決定後に公表する。

(4) 設計図書の取得方法

公告本文に定める。

(5) 設計図書等に対する質問・回答

質問・回答の日時及び方法については、公告本文に定める。

(6) (1)~(5)によらない場合は、公告本文に定める。

#### 3 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

# (1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

- ① 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定にする親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - 1) 株式会社の取締役。ただし次に掲げる者を除く。
  - イ 会社法第2条第 11 号の2に規定する監査等委員設置会社における監査等委員である取 締役
  - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - 二 会社法第348条第1項に規定する定款に別段に定めがある場合により 業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第 590 条 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) 次のいずれかに該当する2者の場合
  - ① 組合とその構成員
  - ② 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
  - ③ 一方の会社等において公社の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である 場合
- (4) その他適正な入札が阻害されると認められる場合

### 4 入札の方法等

- (1) 入札の日時・場所は公告本文に定める。開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において 行う。
- (2) 入札参加者がない場合は、当該入札を取り止める。
- (3) 入札書の提出
  - ①入札書は、入札金額、住所、会社名、氏名等必要な事項が全て記入されたものを有効なものとして取り扱う。
  - ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
  - ③ 入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札書の提出を行うこと。
  - ④ 入札書は、公告本文に定めた時間までに指定の入札箱に投入すること。
  - ⑤ 一旦、提出された入札書は訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
- (4) 工事費内訳書の添付
  - ①入札書の提出の際は、工事費内訳書を添付すること。添付しない場合は、入札書を提出することができない。
  - ②工事費内訳書は、案件ごとに公社が指定する様式で作成すること。
  - ③提出された工事費内訳書が、公正かつ適正に見積られていることの確認にあたり、必要があると認められる場合、公社は、工事費内訳書の提出者に説明を求めること及びより詳細な工事費内 訳書の提出を求めることができる。

#### 5 再度入札

- (1) 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を行う。
- (2) 再度入札は、直ちに当該入札の場所において行うため、入札時には、使用印鑑又は委任状及び受任者の印鑑を持参しておくこと。なお、再度入札に係る入札書は、その場で配布を行う。
- (3) 再度入札の場合の入札書の提出においては、4(4)で指定する工事費内訳書の添付を要しない。

## 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。

- (1) 公社契約規程第18条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を有しない者がした入札
- (3) 最低制限価格より低い価格でした入札
- (4) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
- (5) 工事費内訳書の添付がない入札
- (6) 入札日に提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合
  - ①工事名称、住所、商号又は名称、氏名又は代表者名、押印(使用印又は代理人印※)、工事費の 内訳及び工事価格の記載がない場合※代理人印(委任状が必要)の場合は、代理人氏名の記載が

ない場合

- ②入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる場合
- ③見積の内訳金額が0となっている項目があるなど、見積が適切に行われなかったことが明らかである場合
- ④商号又は名称が、入札書の情報と異なる場合。ただし、明らかに誤字や脱字と認識できる場合、 又は入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。
- ⑤公社の指示に従わない場合
- (7) 指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札
- (8) 3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札
- (9) 入札日において、入札参加者が次の項目に該当する場合
  - ①法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた 建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けている場合
  - ②公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている場合
  - ③公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている場合
  - ④経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している場合
  - ⑤経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均 が「0」である場合

#### 7 審査順位の公開

開札の結果は、公表する。ただし、談合情報等による保留の場合は、この限りでない。

- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
  - (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
  - (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定する。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって第3位までの審査順位を決定する。ただし、第4位以降の審査順位を定める必要がある場合は、入札参加者に通知し、第3位までと同様にくじによって審査順位を定める。
  - (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
  - (4) 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは、次のいずれかによる。
    - ①落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、 落札決定を通知する。
    - ②落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格もって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
  - (5) (3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、入 札日((4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌日(翌日が 公社における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の

翌日とする。以下同じ。)の勤務時間 (9 時から 17 時 30 分。以下同じ。) 内に提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、公社競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書(落札候補者用)を提出し、公社がやむを得ないと認めた場合は、停止措置を行わない。

- (6) (4) ②の手続により落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、 当該落札候補者に通知する。
- (7) 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (8) 開札後から落札決定までに、入札参加者が次の事項に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
  - ① 法第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分 (大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。) を受けている場合
  - ② 公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている場合
  - ③ 公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている場合
  - ④ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している場合
  - ⑤ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均 が「0」である場合
- (9) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、公社入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。

## 9 落札の決定日

原則として、落札の決定日は入札日の翌日から起算して3日(公社における執務の休日を除く。) 後とする。ただし、これによらない場合は、公告本文で別途定める。なお、入札参加資格の審査対 象者が複数生じた場合等は、必要な審査を行ったのち決定する。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 (見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の納付

ただし、金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号) に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、公共工事履行保証証券による保証若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は契約金額が 500 万円未満若しくは工期が 60 日未満の場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 11 前払金

契約金額の40%以内とする。(契約金額が100万円未満の契約を除く。) ただし、予算執行上の都合その他止むを得ない理由があるときは、前払金支払の率を減じ、又は前払金を支払わないことができる。

## 12 その他

(1) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約によ

- り締結する予定がある場合は、公告本文に明示する。
- (2) 提出された資格審査資料等は、入札に関する審査以外に使用しない。
- (3) 契約条項を示す場所

公社ホームページ「入札契約情報」>「その他」>「契約条項等」への掲載又は契約担当

(4) 契約書作成の要否

要

- (5) 公社の都合により、必要と認めるときは、当該入札を延期又は中止することがある。
- (6) 落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わない。
  - ①法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた 建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けている場合
  - ②公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている場合
  - ③経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している場合
  - ④公社契約規程第24条第3項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められる場合
- (7) 工事請負契約書第 11 条に規定する技術者等に配置予定技術者を配置できない場合は、契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。
- (8) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (9) 契約締結後、全ての次数の下請負人(建設事業者に限る。)の社会保険の加入状況を確認し、公社に報告すること。

なお、やむを得ず、社会保険の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険に未加入である旨を公社に報告するとともに未加入である旨を公社が社会保険担当機関に通報することを周知すること。

(10) この公告に定めのない事項については、関係法令のほか、公社契約規程、公社事後審査型制限 付一般競争入札の手引、公社競争入札参加者心得等の定めるところによる。 大阪市住宅供給公社契約規程(抄)

(入札の無効)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 公社所定の入札書を用いないでした入札
- (2) 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札
- (3) 指定の日時までに提出又は到着しなかった入札
- (4)入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (5) 入札者の記名押印がない入札
- (6) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 同一入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (8) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときは、 その全部の入札
- (9) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 訂正印のない金額の訂正、削除又は挿入等による入札
- (11) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (12) 入札を執行する公社職員の職務執行を妨害した者がした入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 入札の効力は、理事長が決定する。